

尼崎市立地域総合センター神崎
指定管理者管理運営業務個別仕様書

令和6年7月

尼 崎 市

【留意事項】

本文中の施設概要及び施設名称等については、令和6年5月1日時点の状態を記載している。

1 施設の概要

(1) 名称

尼崎市立地域総合センター神崎

(2) 所在地

尼崎市神崎町14番22号

(3) 規模

ア 敷地面積 1,307.73 m² (教室棟: 336.52 m²、本館: 971.21 m²)
 延床面積 841.70 m² (教室棟: 239.62 m²、本館: 602.08 m²、
 自転車置場: 6.22 m²)

構造 鉄骨造1階建(教室棟)及び鉄筋コンクリート造2階建(本館)

建物概要 平成27年竣工(教室棟)、昭和58年竣工(本館)

地域総合センター神崎 教室棟



地域総合センター神崎 本館



(4) 施設整備について

「総合センターの今後のあり方について」(平成25年7月)に基づき、令和7年度に、本館の大規模改修(長寿命化)工事が予定されている。改修に伴い、施設現況、事業内容及び経費等の上限が変更となる。なお、改修に係る経費は指定管理料に含まれない。

2 維持管理経費（光熱水費等）及び通信運搬費（電話料）の支払い義務

尼崎市立地域総合センター神崎（以下「総合センター神崎」という。）については、施設の一部について「小田北地域人権教育啓発促進委員会」（以下「促進委員会」という。）及び「特定非営利活動法人スマイルひろば（以下「スマイルひろば」という。）」が市から使用許可を得て使用していることから、電気メーター、都市ガスメーター、上下水道メーター、電話設備及び清掃サービスを共有している。

こういった経費については、すべて総合センター神崎への請求となるため、指定管理者が一旦全額を支払ったうえで、「各四半期ごとの実費弁償金算定方式等」により算出した金額を市へ連絡することとする。

なお1円未満の端数については、指定管理者の負担とする。

3 「指定管理者が行う業務内容等」について

共通仕様書「7 指定管理者が行う業務内容等」のうち、「(8) 総合センターの設置目的に基づき行う業務」に記載する具体的な事業については、「隣保館設置運営要綱」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）に規定する隣保事業として、概ね以下の事業を実施するほか、施設の設置目的に資する事業を企画、実施すること。また事業実施に際しては、施設利用者をはじめ、地域住民や関係団体等の意見、要望等を聴取するとともに、地域課題及びより効果的な事業について調査研究し、今後の事業運営につなげること。

(1) 住民相互の交流の促進に関する事業

① 地域住民をはじめとする市民を対象とした各種サークル活動、レクリエーション、地域イベント、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業

（特記事項）i 地域団体等との共催で実施する地域行事等の事業については、事業主体として参画すること。

ii 地域交流、世代間交流事業を実施すること。

② 関係団体等との共催事業

(2) 人権啓発に関する事業

地域住民をはじめとする市民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業

（特記事項）i 人権啓発推進委員会の運営（小田地区人権問題啓発推進委員会）

・街頭人権啓発キャンペーン、講演会等を実施すること。

・啓発紙「人」の発行では、事務局として参画し、企画・編集・発行を行うこと。

ii 人権啓発活動及び地域交流（住民交流）事業の実施

・総合センター事業等の広報及び啓発紙である「総合センターだより」については、毎月発行すること。

・年度当初に、総合センター周辺の行政機関新任職員研修を実施すること。

・平和推進事業を実施すること。

・次世代を担う青少年育成事業を実施すること。

- (3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援（生活の質の向上）に関すること
地域での居場所機能を発揮すること。就学前の親子、子ども（小学生、中学生）、青年、高齢者など、それぞれの世代の居場所を日常的に確保し、事業をすすめること。
- (4) 自主事業に関すること
共通仕様書「14 自主事業」に記載する、施設の設置目的に合致する自主事業を実施すること。（任意）
- (5) その他
 - ① 具体的に実施するセンター事業は、これまで総合センター神崎で実施してきた事業実績を踏まえて実施すること。（別紙「令和5年度実施事業」参照）
 - ② 利用団体に対しては利用説明会を開催し、（利用登録団体の更新を毎年行うことを含む）館利用の手引きの周知と利用団体間の交流を図ること。

4 施設の管理について

令和5年度の業務委託については以下のとおりである。

今後、法令の改正等により変更される場合がある。

- (1) 清掃業務委託
- (2) 事業系ごみ収集運搬業務委託
- (3) 機械警備業務委託
- (4) 建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託
- (5) 消防用設備保守点検業務委託
- (6) 冷暖房機器保守点検業務委託
- (7) 業務用冷凍冷蔵庫保守点検業務委託

以 上

令和5年度実施事業

(尼崎市立地域総合センター神崎)

	事業名	開催回数	その他内容等
(1) 市民相互の交流の促進に関する事業	居場所事業(子ども・中高生・幼児・高齢者等)	開館日	歓談、レクリエーション、自習の場所を提供
	梅咲まつり	1回/年	(3月末)文化祭
	各種大会		
	① 餅つき	1回/年	(12月末)近隣住民を集めて臼で餅をつく
	② カラオケ大会	1回/年	(6月)
	③ 盆踊り大会	1回/年	(8月)隣接公園で櫓を組む
	④ 夏休み子どもイベント	6回/年	夏休み期間中週1回実施 紙飛行機教室など
	⑤ 西瓜割大会	1回/年	(8月)
	⑥ セタまつり	1回/年	(7月)短冊作成など
	⑦ 遊女塚供養会	1回/年	供養碑のある公園で実施
	⑧ Xmas(大人・子ども)	1回/年	大人はコンサート、子どもは映画会とパーティーなど、別メニュー
	⑨ 書初め大会	1回/年	年始2日目に毎年実施
	⑩ ラジオ体操	2週間	夏休み期間中実施
	中高生向けのCafé	4回/月	15:00-8:00実施。ジュースを提供。中高生の見守り。
	日本の古き良き伝統の継承		
	① 鏡びらき	1回/年	(1月)参加者でぜんざいをつくる
	② 節分	1回/年	豆まきイベント
	③ 大根炊き	1回/年	(2月)参加者で大根炊きをする
	④ 雛祭り	1回/年	(3月)雛壇展示
	⑤ 桜見会	1回/年	(4月)隣接公園で懇親会
	⑥ 五月まつり	1回/年	(5月)五月人形を展示
⑦ お月見	1回/年	(9月)ディスプレイ展示	
地域清掃	4回/年	町内会とタイアップ(3, 8, 10, 12月)	
歩こう会	2回/週	健康維持のため河川敷を散策	
トライやるウィーク	1回/年	尼崎市立小田北中学校の生徒受け入れ	
(2) 人権啓発に関する事業	人権問題講演会	3回/年	「アイヌ民族の文化」、「DV&モラハラ」、「平和と歌」
	人権問題上映会	1回/年	
	新転任職員研修	1回/年	年度当初に市の小田地区関係職員に神崎地区の歴史等を研修
	広報事業		
	① センターだより	12回/年	1,100部を地区内に各戸配布(周辺地域等にも一部配布)
	② ホームページ等による情報発信	随時	
	③ インスタグラムによる講演会・事業の発信	随時	
④ 機関紙「人」発行	1回/年	小田地区人権啓発推進委員会の事務局 9,000部発行 小田地区内の小中高の生徒に配布	
7センター合同企画事業「あませぶん」	年1回	6地域総合センターと女性センターの共催 講演会及びパネル展示	
(3) 地域及び自立住民の支援(生活の質の向上)に関する相談	相談事業	随時	人権相談をはじめとして、地区住民からのあらゆる相談を受ける
	子育て支援事業	1回/月	未就学児及びその保護者を対象に子育てに関する教室を開く
	子ども食堂(うめえ～食堂)	2回/月	成人も参加可。集会室で実施。有償
	不登校中学生支援事業	随時	春から秋にかけて、近隣の農園で草花の手入れ等を実施。
	各種講座(教室)		
	① 書道教室(子ども向)	4回/月	※8月は休講
	② 英会話教室(子ども向)	4回/月	外国人講師による ※8月は休講
	③ 珠算教室(子ども向)	4回/月	※8月は休講
	④ 音楽療法教室	2回/月	発声による健康維持
	⑤ 交通安全教室	1回/年	警察や市の交通安全担当職員が講師
	⑥ 陶芸教室	1回/年	焼き物の造形を学ぶ
	⑦ 健康相談	1回/月	医療生協とタイアップ。簡単な体操なども交えた講話等
	⑧ 四方山話神崎	1回/2ヶ月	地元寺院の住職による講話
⑨ DreamComeTru	1回/月	センター職員による世界の偉人伝読み聞かせ(小学生対象)	
⑩ こども工作教室	2回/年	県立神崎工業高校とタイアップ。木工細工作成など。	
⑪ ペットボトル壁画	1回/年	ペットボトルの資源回収励行。市立小田北中学校に壁画下絵を依頼	
⑫ 百歳体操	2回/週	ビデオを見ながら体操	
(4) 自主事業	飲料自動販売機の設置	常時	敷地内(建物外駐車場に面する位置)に1台設置。

各四半期ごとの実費弁償金算定方式等

1 算定方式について

(1) 電気

1日当たりの電気使用量(※1) × 実使用日数 × 1KWH単価(※2)

※1 1日当たりの電気使用量 <蛍光灯(40W)10本、コピー機(1.3kw)1台の場合>
(0.04×10本×8時間) + (1.3×1台×1時間)

※2 1KWH単価 = 電気料金総額 ÷ 総電気使用量

(2) ガス

ガス料金 × $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

(3) 上下水道

水道料金 × $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

(4) 冷房

(冷房期の電気料金－平常期の電気料金) × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

(5) 暖房

(暖房期の電気料金－平常期の電気料金) × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

(6) 電話

基本料、ダイヤル通話料

(7) 清掃料

実支払清掃委託料 × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$ × $\frac{\text{当該部屋の清掃実施日}}{\text{全体の清掃実施日}}$

<積算条件>

- ・実使用日数は、臨時開館日及び第2・第4土曜日を除く
- ・原則として電灯(8時間)、コピー・パソコン等(1時間)使用
- ・冷房期 7・8・9月、暖房期 1・2・3月、平常期 4・5・6月
- ・使用する室内にガス機器を設置・使用していない場合は、ガス料金については算定の対象外とする。
ただし、水堂のガス料金については、ガス空調未使用月の6月分料金×12か月とする。

2 納期 (年4回)

4月～ 6月分: 7月末日 7月～ 9月分:10月末日

10月～12月分: 1月末日 1月～ 3月分: 4月末日

ただし、納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日を納期限とする。

なお、各種料金が確定しない等のため上記納期限内に納付できない場合は、その旨を市に連絡のうえ改めて納期について協議するものとする。

(納付者用)